

各都道府県総務部長  
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）  
各指定都市総務局長  
（人事担当課扱い）

】 殿

総務省自治行政局公務員部公務員課  
女性活躍・人材活用推進室長  
（ 公 印 省 略 ）

### 地方公共団体における障害者の雇用促進について

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第44号）が令和5年3月1日に公布され、主たる内容として、令和6年4月1日から国及び地方公共団体に係る障害者雇用率が2.6%から3.0%（教育委員会にあっては2.5%から2.9%）に改めることとされました。なお、経過措置として、令和8年6月30日までの間、国及び地方公共団体に係る障害者雇用率は2.8%（教育委員会にあっては2.7%）とされております。

各地方公共団体におかれましては、かねてより障害者の採用等に積極的に取り組んでいただいているところですが、厚生労働省から当省に対して、令和5年3月1日付け職発0301第12号（別添）により協力依頼がありました。

つきましては、貴職におかれましても、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨を十分ご理解の上、適切に対処いただきますようお願いするとともに、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知をお願いします。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

#### 【連絡先】

総務省自治行政局公務員部公務員課  
女性活躍・人材活用推進室 大森、福田  
電話：03—5253—5546（直通）

職 発 0301 第 12 号  
令 和 5 年 3 月 1 日

総務省自治行政局公務員部長 殿

厚生労働省職業安定局長  
( 公 印 省 略 )

### 地方公共団体における障害者の雇用促進について

地方公共団体における障害者の雇用について、従来より格別のご配慮をいただき感謝申し上げます。

さて、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第44号。以下「改正政令」という。）が本日公布されたところです。

改正政令は、障害者雇用率の引上げや除外率の引下げ等、所要の改正を行うものであり、雇用率については令和6年4月1日から、除外率については令和7年4月1日から施行するものです。

国及び地方公共団体は、障害者雇用促進法に基づき、率先垂範して障害者の雇用に取り組み、雇用の質の確保・向上を図りつつ、障害者雇用率の達成を図っていくことが重要です。

今般、都道府県知事に対して、別添のとおり改正政令の公布についてお知らせし、障害者の雇用促進に努めていただくよう要請するとともに、併せて市町村に対しても同様の通知・要請を行うよう、都道府県労働局に対し指示をしたところです。

つきましては、貴職におかれても、都道府県及び市町村に対して、障害者の雇用の促進についての助言・啓発を行っていただき、地方公共団体における障害者の雇用促進に協力いただくよう、よろしくお願いいたします。

職 発 0301 第 3 号  
令 和 5 年 3 月 1 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省職業安定局長  
( 公 印 省 略 )

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の  
一部を改正する政令等の公布について

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第44号。以下「改正政令」という。）及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第16号）が本日公布されたところです。

改正政令等は、障害者雇用率の引上げや除外率の引下げ等、所要の改正を行うものであり、雇用率については令和6年4月1日から、除外率については令和7年4月1日から施行するものです。

その主たる内容は下記のとおりであるので、趣旨を十分理解の上、障害者の雇用促進に努めていただくよう特段の配慮をお願いするとともに、貴都道府県所管の地方独立行政法人に対しても、御協力いただけるよう周知の方、よろしくお願いいたします。

また、その施行に当たっては、都道府県労働局との連携にも特段の御配慮を御願いたします。

記

1 改正政令のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（以下「令」という。）  
改正関係

(1) 障害者雇用率等

- ① 障害者雇用率を、国及び地方公共団体にあつては 3.0%に、都道府県等の教育委員会にあつては 2.9%に、一般事業主にあつては 2.7%に、独立行政法人を含む一定の特殊法人（令別表第二に掲げる法人をいう。以下同じ。）にあつては 3.0%に改めるものとする。こと。（令第2条、第9条及び第10条の2第2項関係：令和6年4月1日施行）
- ② 単位調整額を 2 万 9 千円に改めるものとする。こと。（令第15条関係：令和5年

4月1日施行)

- ③ 基準雇用率を、2.7%に改めるものとする。 (令第18条関係：令和6年4月1日施行)
- ④ 除外率設定機関に係る除外率について、一律10ポイントの引下げを行うものとする。 (令別表第4関係：令和7年4月1日施行)

(2) 経過措置

令和8年6月30日までは、障害者雇用率を、国及び地方公共団体にあつては2.8%と、都道府県等の教育委員会にあつては2.7%と、一般事業主にあつては2.5%と、一定の特殊法人にあつては2.8%と、基準雇用率を2.5%とすること。(改正政令附則第3条第1項関係)

2 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（以下「則」という。）改正関係

(1) 障害者雇用率等

- ① 雇用率の引上げに伴う障害者の雇用状況の報告義務の対象となる事業主の範囲の見直し

障害者の雇用状況の報告義務の対象となる一般事業主の範囲を、その雇用する労働者の数が常時43.5人以上から37.5人以上（一定の特殊法人にあつては38.5人以上から33.5人以上）である事業主に改めるものとする。 (則第7条関係：令和6年4月1日施行)

- ② 除外率設定業種に係る除外率の引下げ

除外率設定業種に設定されている除外率について、一律10ポイントの引下げを行うものとする。 (則別表第4関係：令和7年4月1日施行)

(2) 経過措置

障害者の雇用状況の報告義務の対象となる一般事業主の範囲を、令和8年6月30日までは、40人以上（一定の特殊法人にあつては36人）である事業主とすること。(障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第2条関係)